

震災復興特別交付税の額の算定に当たり、経費の算定が適切でなかったため、震災復興特別交付税の交付が過大

1件 不当金額(支出) 208万円

1 震災復興特別交付税の概要

総務省は、地方交付税法及び「東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律」に基づき、東日本大震災に係る災害復旧事業、復興事業等の実施のために市町村に対して特別交付税(以下「震災復興特別交付税」)を平成23年度から交付している。

そして、同省は、震災復興特別交付税の額を算定するために、23年度以降省令等を制定して(各年度の省令を総称して「復興特交省令」)、各年度に算定の対象となる事項(以下「算定事項」)を定めている。

また、市町村は、該当する算定事項ごとに財政需要に関する基礎資料(以下「算定資料」)等を作成しており、同省は、提出された算定資料等に基づき、復興特交省令により、復興事業等に必要な経費等の合計額を算定するなどして震災復興特別交付税の額を決定して交付している。

算定事項の主なものには、国の補助金等(復興特交省令の別表に定められた補助金等(東日本大震災復興交付金等))を受けて施行する事業に要する経費のうち市町村が負担すべき額として総務大臣が調査した額(以下「補助事業等に係る地方負担額」)等がある。

同省は、29年度から令和元年度までの間に、福島県双葉郡広野町が平成26年度から29年度までの間に東日本大震災復興交付金を受けて実施した災害公営住宅に居住する者に対する家賃の低廉化に係る事業(以下「家賃低廉化事業」)に要する事業費等に基づき復興事業に必要な経費を算定するなどして、同町に対して、震災復興特別交付税計17億4024万円を交付していた。

2 検査の結果

同町は、算定資料等の作成に当たり、補助事業等に係る地方負担額のうち町が負担すべき額の算定において、家賃低廉化事業に係る経費の算定が適切でなかったため、補助事業等に係る地方負担額が過大となり震災復興特別交付税208万円が過大に交付されていて不当と認められる(後掲123ページ参照)。